

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：31307

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K00959

研究課題名（和文）東北・北関東の農兵隊・草莽隊と戊辰戦争の実態的研究

研究課題名（英文）A Factual Study of the Boshin War and Nouhei (farmers' soldiers) and Grassroots Corps in the Tohoku and Northern Kanto Areas

研究代表者

平川 新 (HIRAKAWA, arata)

宮城学院女子大学・付置研究所・研究員

研究者番号：90142900

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：従来の研究では武士と庶民に区分された身分制度にもとづいて、剣術は武士の特権だと理解されてきた。だが江戸時代を通して庶民は一貫して剣術の自由をもっていたことを明らかにした。しかも対外的危機が顕在化してくると、幕府は1849年（嘉永2）に海防強化令を発し、諸藩に対し沿岸の備えを求めた。武士だけではなく、百姓・町人などの庶民剣士を国防体制の中に取り込んだ画期的な法令であることを明らかにした。農兵制度は、武士身分ではなくとも帯刀することを可能にした。従来の帯刀公認システムは大きく変容し、幕末農兵制度は、庶民でも帯刀が可能な状態を一挙に出現させたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで武術は武士の特権だと理解されてきたが、近世初期から全国で庶民武芸が盛んであり、各地に無数の庶民剣士が存在していた。これは従来の身分制度理解の転換を迫る歴史の実態である。19世紀に対外的危機が迫ると、1849年に各藩に対して海防強化令を出す。そこでは百姓や町人などを農兵として取り立てることが指示されていた。これは全国に広範に存在する庶民剣士を国防体制に組み込むことを目的としており、これによって日本の陸上戦力は飛躍的に強化されることになった。多数の庶民剣士の存在が日本の国防体制の転換に大きな影響を与えたという事実は、近世日本の身分制と国防体制の理解に大きな影響を与えるものである。

研究成果の概要（英文）：In conventional studies, swordsmanship has been understood as a privilege of the samurai based on the status system that divided the samurai and the common people. However, this study reveals that the common people consistently had the freedom to practice swordsmanship throughout the Edo period. Moreover, as foreign crises became more apparent, the shogunate issued a decree in 1849 (Kaei 2) to strengthen sea defenses, requiring clans to prepare their coastlines. This was a landmark decree that incorporated not only samurai but also peasants, townspeople, and other common swordsmen into the national defense system. The farmers' soldiers system made it possible for those who were not samurai to wear a sword. The traditional system of authorizing the wearing of a sword was drastically changed. The farmer-soldier system at the end of the Edo period made it possible for commoners to wear a sword at once.

研究分野：日本近世史

キーワード：庶民剣士 武芸・武術 農兵 戊辰戦争 近世身分制論 兵農分離論

1. 研究開始当初の背景

(1) 申請者は、文久3年(1863年)の将軍家茂上洛警護のために幕府が募集した浪士組や、その後身の新選組の構成員を分析した結果、主力は武芸を身につけた庶民であることを論証した(平川新『開国への道』2008年)。両隊員の出身地は関東を中心に九州から奥羽にまで広がっており、各地に庶民剣士がいたことを推測させた。

また上州多古郡では戦国期在地土豪の系譜を引く馬庭家が近世初頭から馬庭念流の道場を開き、享保期には上州一円から200人台の百姓層の門弟を集めていたことが指摘されていた(高橋敏『国定忠治の世界』1991年)。これに加えて平川は、出羽国村山地方では享保年間に庶民武芸者が広範に存在し、一門が江戸に出稽古したり、武士の剣術者らと武術仕合を行っていたことを明らかにした(平川「庶民剣士と村山の農兵」『西村山地域史の研究』28、2010年)。

さらに山形県高島町の旧家から、村役人が自宅に道場を開いて新流派を立ち上げ、大名家の武術師範となり、近在の百姓を門人としていたことを示す史料も発見した。下野国でも百姓身分出身の道場主11人と庶民剣士28人の氏名を確認した。庶民剣士の実数は、同国だけでも千人は越えると考えられる(平川「北関東の庶民剣士と江戸時代論の見直し」『歴史と文化』26、栃木県歴史文化研究会、2017)。

(2) こうした調査成果のなかで、出羽国村山郡の堀米家は農兵の組織に積極的に取り組んでおり、下野国古賀志村の名主で道場主の北條家は、幕末の水戸天狗党の横行に備えて門人の武装化を日光奉行に要請しているなど、庶民を兵として組織する動きを顕著に示した。

草莽隊や農兵取り立ては幕末の全国的動向であり、こうした動きを可能にした要因の一つとして広範な庶民剣士の存在を想定できることから、草莽隊や農兵隊の実態を解明し、従来から研究課題としてきた庶民剣士論と兵農分離論の見直しを追究したいというのが、研究開始当初の状況である。

2. 研究の目的

(1) 従来の戊辰戦争研究は、政治史・政局史の観点から行われることが主流であった。各地での戦闘についても、藩士隊の動向が中心に研究されてきている。だが、戊辰戦争に参加した兵士は武士身分の者だけではなかった。多くの藩で農兵が組織され、実際に各地の戦闘に参加している。これまでの研究でも草莽隊への庶民の参加や、農兵としての徴募に言及されることはあるが、その実態や歴史的意義については十分に検討されていない。

(2) 申請者は、これまで庶民武芸と庶民剣士の実態的研究を行い、全国的に庶民剣士と庶民道場の存在を確認できた。庶民社会にも「武の伝統」が近世前期以来存在してきたことを確認できる。庶民の道場主や庶民剣士は士分志向をもつ者が多いが、地域秩序の不安定化や対外的危機に対する危機感を強くもっている傾向がある。そうした危機意識が動乱期に草莽隊の組織化や参加という動きを生み出していると思われる。農兵隊についても、単に村々への人数割り当てではなく、剣術を身につけた庶民が進んで応募した事例も存在する。そうした実態が解明できれば、武術は武士の身分的特権として理解されてきた身分制や兵農分離論などの従来の通説も見直すことが可能になる。

3. 研究の方法

本研究では、東北・北関東を中心に庶民剣士の存在を検証し、草莽隊や農兵隊が庶民剣士の存在を前提に成り立ったことを明らかにする。

申請者はこれまで、近世における庶民の武の伝統が近世初頭以来幕末まで継承されてきたことを明らかにした。兵農分離社会の近世において武術は武士の専有という通説的認識があったが、それを見直すべき歴史的事実である。農兵隊は庶民社会がもつ武の要素の社会的再編成だといえるが、百姓身分の道場主や門人たちが率先して浪士組（新選組の前身）や草莽隊を組織した事例も確認している（平川「中間層論からみる浪士組と新選組」平川編『地域社会とリーダーたち』2006年）。また農兵隊を組織した地域には広く庶民剣士が存在したことも確認されている。そうした歴史的経緯と実態を近世後期の政治変動や身分制論等と関わらせた新たな近世社会論を提示する。

4. 研究成果

(1) 庶民剣士を農兵に取り立てた歴史的経緯

これまでの研究によれば、17世紀後半あたりから庶民の帯刀規制がはじまり、やがて脇差規制に進むとされている。藩や地域によって遅速はあるが、帯刀を武士身分の表象として確立させる動きである。ところが庶民武芸に関しては、近世初期から一貫してその存在を確認できる。こうした状況をみると、名字帯刀とともに武士身分の特権とされたきた武芸自体が、中後期にいたるまで必ずしも武士の専有物ではなかったことになる。

18世紀後半になると、ロシア船の来航やアメリカ船・イギリス船の沿岸上陸や衝突が相次いで発生した。領主層の緊迫した動きに触発されて庶民層にも国防意識がたかまり、それが庶民の武術の隆盛の要因にもなった。

嘉永2年（1849）、幕府が発した海防強化令（『通航一覧続輯』第五）は、こうした武芸熱を取り込む方向へと転換した。その趣旨は、「惣国」の力で対外的危機に立ち向かうべしということであった。近年、漂流船ではない異国船がしばしば上陸しており、このままでは国威にかかわるとして、諸藩に対し沿岸の備えを求めたものであった。「惣国」であるから、たんに士分のみ呼び掛けたのではない。百姓・町人にも相応の尽力を求めた点に、この触書の歴史的意義があった

この海防強化令のあと慶応3年（1867）までに、沿岸大名120藩のうち、農兵を採用したのは54藩であった（原剛『幕末海防史の研究』）。幕府は文久2年（1862）に軍制を改革し、旗本と御家人に対して知行高に応じた歩兵（500石につき1人など）の提出を命じた。いわゆる農兵の取り立てである。翌3年に幕府は、代官に対しても農兵の取り立てを命じた。かくして大名領と幕府領において、農兵の取り立てが広く行われることになった。武芸を身につけた庶民も、国防の全国的な基礎力となったのである。

(2) 農兵隊の実態

農兵は武装した農民兵であるから当然、武器を携行する。基本的な武器は、鉄砲と弓と槍である。これらの武器類や旗類、陣貝、陣太鼓、尖陣笠や法被、腹巻、股引、脚絆、甲懸などの装束は代官所が支給した。ただし食料の「干飯」は農兵頭が用意し、「腰兵糧と

わらじ」は農兵各自が持参した。

農兵頭には苗字帯刀が許され、同下人・小頭にも帯刀が許された。また小頭には、「武芸差免成者」すなわち武芸修練を積んでいた者が命じられた。ここには、武芸修練と農兵および帯刀との関係が、かなり明確にあらわれている。

近世を通じて行われていた苗字帯刀御免は、士分への取り立てがセットになっていた。帯刀が武士身分の表象だったからである。だが農兵制度は、士分ではなく、農兵頭・強壯人頭取や小頭、農兵になることによって帯刀することを可能にした。従来の帯刀公認システムは、大きく変容したとあってよい。幕末農兵制度は、庶民でも帯刀が可能な状態を一挙に出現させたのであった。

以上、本研究によって、庶民社会にも「武の伝統」が存在したからこそ、武士だけではなく庶民層を含めた「惣国」の国防体制が構築されたことが明らかになった。

<図書>

平川新『出羽国の庶民剣士―武田軍太「武元流剣術実録」の世界』（東北アジア研究叢書第68号）、東北大学東北アジア研究センター、全318頁、2021年3月

平川新『世論政治としての江戸時代』、東京大学出版会、全331頁、2022年5月

平川新『<伊達騒動>の真相』、吉川弘文館、全302頁、2022年10月

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平川新	4. 巻 28号
2. 論文標題 松方冬子さんの「新しい世界史」とはどのようなものか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 洋学	6. 最初と最後の頁 109=136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平川新	4. 巻 24
2. 論文標題 キリスト教の伝来と戦国日本	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 仙台白百合女子大学『カトリック研究所論集』	6. 最初と最後の頁 1, 30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平川新	4. 巻 第24巻9号
2. 論文標題 文化財としての古文書、アーカイブスとしての歴史資料	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『学術の動向』、日本学術協力財団	6. 最初と最後の頁 38-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 平川新	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 331
3. 書名 世論政治としての江戸時代	

1. 著者名 平川新	4. 発行年 2022年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 302
3. 書名 『 <伊達騒動>の真相』	

1. 著者名 平川新	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東北大学東北アジア研究センター	5. 総ページ数 318
3. 書名 出羽国の庶民剣士	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------